

## 会津大学大学院履修規程

平成 18 年 4 月 1 日規程第 62 号  
(最終改正：2020 年 3 月 26 日規程第 11 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、会津大学大学院学則（以下「学則」という。）第 22 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究指導教員及びカリキュラム指導教員)

第 2 条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導を行うため、学生に研究指導教員を定める。ただし、必要に応じて副研究指導教員を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、次のいずれかに該当する学生には、研究指導教員が定まるまでの間、授業科目の履修指導を行うため、カリキュラム指導教員を定める。

- (1) 学位論文の研究課題が明確でない学生
- (2) その他研究指導教員を定めるのが適当でない学生

3 前項により、カリキュラム指導教員を指定された学生には、1 年次の最終学期の開始前までに研究指導教員を定める。

(授業科目等)

第 3 条 博士前期課程における授業科目、単位数等は、別表 1 のとおりとする。

- 2 博士後期課程における授業科目、単位数、研究指導は、別表 2 のとおりとする。
- 3 博士前期課程の学生は、専門科目の履修にあたっては、ファンダメンタル・コア科目及びアプリケーション・コア科目の中からそれぞれ 4 単位以上を履修するものとする。
- 4 学生の履修指導上、特に必要と認められる場合においては、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の承認により、前項の規定によらないことができる。

(教職課程)

第 3 条の 2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科に関する専門教育科目に該当する授業科目は別表 3 のとおりとする。

第 4 条 削除

(履修の登録)

第 5 条 学生は、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の指導により、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに履修の登録を行わなければならない。

2 履修の登録をした授業科目を変更し又は取り消す場合は、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の承認を得て、指定の期日までに学生課に届けなければならない。

(履修の禁止)

第 6 条 履修の禁止については、会津大学履修規程第 3 条の規定を準用する。

(試験、成績評価、追試験、再試験)

第 7 条 試験、成績評価、追試験、再試験については、会津大学履修規程第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条、第 10 条並びに第 11 条の規定をそれぞれ準用する。ただし、研究科目（学位論文）の成績評価については、合格又は不合格による評価とする。

(学位論文又は特定の課題についての研究の成果)

第 8 条 学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という）の題目を、研究指導教員の承認を得て、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、学位論文等を、研究指導教員の承認を得て、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 3 修士論文等は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、研究指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。
- 4 博士論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、研究指導教員による必要な研究指導が修了したものでなければ提出することができない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行し、改正後の会津大学大学院履修規程第3条第2項及び第8条第4項は、2020年度秋季以降に入学した者に適用する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものについては、改正後の会津大学大学院履修規程学則にかかわらず、なお従前の例による。